

配偶者が請求者となる場合

(請求者が配偶者以外の場合は裏面をご確認ください)

生計同一である配偶者は遺族の第1順位となります。

必要となる添付書類は以下のとおりです。

	ご提出いただく書類	部数		目的および留意事項	確認欄
①	亡くなられた方と請求者を含む世帯全員の住民票	1部	原本	亡くなられた方の死亡当時の生計同一者の有無を確認。 ※発行日から3ヶ月以内のものをご提出ください。 ※マイナンバー（個人番号）・本籍地の記載は不要です。	
②	亡くなられた方の戸籍謄本（全部事項証明）	1部	原本	亡くなられた方の死亡日を確認。 亡くなられた方と請求者の続柄を確認。 請求者の生年月日を確認。	
③	請求者の振込先口座の通帳のコピー	1部		請求者本人名義の口座であることを確認。 口座名義、口座番号の記載されている部分が必要。	

【ご留意いただきたいこと】

配偶者が亡くなられた方と生計同一でない場合は、生計同一である次順位の遺族が第1順位となります。

この場合、別途の手続き書類が必要となりますので、ご連絡ください。

※亡くなられた方と生計同一であったことを公的書類（住民票・戸籍謄本）で証明できない場合

第三者（民生委員、町内会長など）の証明が必要となります。

「生計同一関係申立（証明）書」を別途、お渡ししますので、企業年金室へご連絡ください。

配偶者以外の方が請求者となる場合

(請求者が配偶者となる場合は裏面をご確認ください)

亡くなられた方の死亡当時、配偶者がいない(独身、死別、離婚)場合は、次順位の遺族が請求者となります。(順位は、亡くなられた方と生計同一の遺族が上位者となります。)

必要となる添付書類は以下のとおりです。

1. 次順位の遺族が貴殿のみ(同順位の遺族がいない)の場合

	ご提出いただく書類	部数		目的および留意事項	確認欄
①	亡くなられた方と請求者を含む世帯全員の住民票	1部	原本	亡くなられた方の死亡当時の生計同一者の有無を確認。 ※発行日から3ヶ月以内のものをご提出ください。 ※マイナンバー(個人番号)・本籍地の記載は不要です。	
②	亡くなられた方の戸籍謄本(全部事項証明)	1部	原本	亡くなられた方の死亡日を確認。 遺族対象となる配偶者がいないことを確認。	
③	戸籍謄本(原戸籍)	1部	原本	亡くなられた方と請求者の続柄を確認。 請求者の生年月日を確認。 請求者と同順位の遺族の有無を確認。	
④	請求者の振込先口座の通帳のコピー	1部		請求者本人名義の口座であることを確認。 口座名義、口座番号の記載されている部分が必要。	

2. 次順位の遺族で同順位者が複数いる場合 上記(①~④)の書類に加えて、以下の書類をご提出ください。

	ご提出いただく書類	部数		目的および留意事項	確認欄
⑤	代表受取人選任届(企業年金室からお渡し)	1部		請求者として代表受取人を同順位の遺族の中から選任。同順位者全員の署名、捺印が必要。	
⑥	同順位者 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート等のコピー)	1部		本人確認用。 代表受取人選任届に記載した同順位者全員分が必要。 健康保険証(コピー)をご提出いただく場合は、「記号・番号」を塗りつぶしてください。	

3. ご提出いただく戸籍謄本のうち除籍謄本の入手が困難な場合

別紙「親族状況申出書」を作成し、除籍謄本に代えて、上記、①~④または、①~⑥に加えてご提出ください。先順位者および同順位者の生存者確定申出書類として使用します。

4. 亡くなられた方と生計維持関係にあったその他の親族の場合

当制度の規約に定められた遺族の範囲に該当する遺族がいない場合は、個々の状況に応じて、当制度が必要と認める書類。

5. 亡くなられた方と生計同一であったことを公的書類(住民票・戸籍謄本)で証明できない場合

第三者(民生委員、町内会長など)の証明が必要となります。

「生計同一関係申立(証明)書」を別途、お渡ししますので、企業年金室へご連絡ください。